

平成30年度米子市社会福祉法人検査実施方針

米子市社会福祉法人検査実施要綱第6条並びに鳥取県の関係要綱の規定に基づき、平成30年度に社会福祉法人に対して実施する検査の基本方針、検査の計画及び検査をすべき項目、その他必要な事項について次のとおり定める。

1 検査の基本方針

社会福祉法人の検査については、社会福祉法を始めとした関係法令及び厚生労働省通知等に基づき法人運営が適切に行われているか確認するとともに、不祥事の未然防止を図るため検査を実施することを基本とする。

特に、平成29年4月1日施行の改正社会福祉法に基づく運営体制が確保されていることの確認を主眼とし、検査において重点的に確認を行う。

また、不適切な法人経営が見受けられるなど、継続的な指導を必要とする法人については、重点的に検査を実施する。

なお、検査の実施に当たっては、鳥取県及び米子市関係所管課が行う社会福祉施設監査等との連携を図り、効果的で実効性のある検査を実施することとする。

2 社会福祉法人検査における確認事項

社会福祉法人検査時におけるチェック及び指導事項については、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）別紙「指導監査ガイドライン」（以下、「指導監査ガイドライン」という。）に基づくものとする。

3 検査実施計画

(1) 平成30年度は、以下の分類に該当する法人の現地検査を実施する。

- ① 「米子市社会福祉法人一般検査区分分類要領」第3条に基づきA-1区分に分類された法人のうち、5年に1回の実施頻度を考慮し、今年度現地検査を行うこととされた法人
- ② 分類要領第3条に基づきA-2区分に分類された法人のうち、4年に1回の実施頻度を考慮し、今年度現地検査を行うこととされた法人
- ③ 分類要領第9条に基づきB区分に分類された法人のうち、3年に1回の実施頻度を考慮し、今年度現地検査を行うこととされた法人
- ④ 分類要領第9条に基づきC区分に分類された法人
- ⑤ 分類要領第8条第3項に基づき一般検査を実施することとされた法人
- ⑥ 法人の運営及び施設運営等において、特に指導が必要と認められる法人

(2) 社会福祉法人の一般検査は、概ね平成30年9月から平成30年12月の間に実施するものとする。日程は、対象法人と調整の上、決定する。

なお、法人の施設及び事業の監査を行う鳥取県所管課等と協働して日程調整を図るなど、可能な限り社会福祉施設検査等と同日に検査が実施できるよう努める。

4 検査実施体制

(1) 一般検査（実地）は、原則として職員2名以上で行う。

- (2) 特別検査は、原則として一般検査（実地）及び社会福祉施設検査等において、不適切な会計処理等、法人運営に重大な問題を有する場合、あるいは、文書指摘等の改善が必要な事項において、これまで指導を行っているにもかかわらず、指導に従わず改善が認められない場合等、随時、実施することとし、少なくとも職員2名以上で行う。

※所管課（福祉政策課以外の法人が行う事業の担当課）の職員と連携を密にして、所管課の職員と協働し情報共有を図りながら、それぞれの所管の検査で把握した問題点等の実態解明を図るものとし、必要があれば所管課の職員は、特別検査に同行することとする。

- (3) 法人の資産規模、所管施設数、財務状況、これまでの検査結果を踏まえて、総合的に勘案し、必要に応じて、公認会計士等の専門知識を有する者（以下「法人検査専門員」という）の随行による指導検査を実施し、一般検査（実地）、特別検査及び社会福祉施設検査等のいずれの検査においても、実施できるものとする。

5 検査実施方法

- (1) 検査の実施に当たっては、重点化及び効率化の観点から、事前に提出された以下の資料及び指導監査ガイドラインに基づき平成29年度の法人の運営状況について確認を行う。

ただし、必要に応じて、平成28年度以前及び平成30年度の法人の決算及び運営状況について確認を行う。

- ① 平成28年度以前の検査結果及びそれに対する是正改善報告（分類要領第9条に基づきC区分に分類された法人においては平成29年度分）
 - ② 平成30年度社会福祉法人指導監査調書（事前提出）
 - ③ 社会福祉法第59条第1項の規定に基づき所轄庁に届け出ることが義務付けられている書類（6月末締切）など
- (2) (1)②に掲げる検査調書の内容については、別に定める。
- (3) 事前提出資料及び当日準備する資料については、別紙1、別紙2のとおりとする。

6 検査における重点項目

- (1) 1の基本方針のとおり、平成29年4月1日より施行された改正社会福祉法への対応状況を確認するため、特に以下の点について、重点検査項目とする。

- ① 評議員の選任及び評議員会の開催状況
- ② 理事の選任及び理事会の開催状況
- ③ 監事監査の実施状況（監事監査における業務執行状況）
- ④ 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬に関する事項
- ⑤ 事業運営の透明性の確保のための情報公開の推進等

- (2) 所轄庁がその検査で指摘した文書指摘事項に対する改善状況について、法人から提出された改善報告書のとおり、実際の法人運営において改善ができているか検査において確認を行う。

なお、これまで所轄庁がその検査で指摘した文書指摘事項及び不適切な会計処理等において改善が確認できない場合は、改善ができない理由など、詳細な調査による原因を究明して改善の見込みを確認する。

7 検査後の指導及び検査結果の公表について

- (1) 検査当日において、（講評時の立会い等）可能な限り監事の同席を求める。

- 検査を行った際の文書指摘事項については、「米子市社会福祉法人に対する検査に係る情報」の公表に関する要領」に基づき、その結果を公表することとし、検査実施通知及び結果通知にその旨を明記する。
- (3) 検査実施結果は、検査を実施してから速やかに通知するよう努める。
- (4) 文書指摘事項について必要な措置が講じられない法人に対しては、個々の事案に応じ、以下の方法により厳正に対処し、指導の実効性を確保する。
- ① 社会福祉法に基づく改善命令、業務停止命令、役員解職勧告、解散命令
 - ② 県が所管する実施機関に新規入所措置の停止等の協力要請
 - ③ 民間施設給与等改善費の管理費加算分又は、人件費加算分（場合によってはその両者）の減額・停止
 - ④ 運営費、委託費の弾力運用の停止
 - ⑤ 民間社会福祉施設運営費補助金及び民間社会福祉施設整備等補助金の交付対象からの除外